

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 1 月から同年 3 月まで

私の父親は、私と妻の国民年金加入手続きを行い、私と妻の国民年金保険料を納付してくれていた。父親は、納付方法を憶えては^{おぼ}いないが保険料の納付書が送付されてくれば必ず納付したはずだと言っており、妻の保険料は納付とされているのに、申立期間に係る私の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している上、申立期間は3か月と短期間である。

また、申立人、申立人の妻及び申立人の両親の保険料は申立人の父親が納付したとしているところ、申立人の両親が婚姻した昭和 39 年 6 月以降は、申立人の妻及び申立人の両親の国民年金加入期間に未納期間は無い上、申立人、申立人の妻及び申立人の両親の保険料については、申立期間直後の 60 年 4 月から平成 3 年 3 月までの期間に係る納付日が全て同一日であり、納付期限内に納付されていることから、申立人の父親は保険料に係る納付意識が高かったものと考えられる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 60 年 1 月から同年 3 月までの間に払い出されていることが確認できることから、申立人に対しては、申立期間に係る現年度保険料の納付書が発行されたと考えられる上、オンライン記録によると、61 年 7 月 10 日に過年度保険料の納付書が作成されていることが確認できることから、申立期間に係る過年度保険料の納付書が発行されていたと考えられるところ、申立人の保険料を納付していたとする申立人の父親は、「申立期間当時の納付方法は憶えて^{おぼ}いないが、納付書が送付され

れば必ず納付していたはずである。」と主張していること、及び前述の納付状況を踏まえると、申立人の父親が申立期間に係る保険料についても納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C出張所における資格取得日に係る記録を昭和32年1月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年1月5日から同年6月1日まで

私は、A社に昭和30年3月1日に入社し、平成8年8月31日に同社（当時は、D社）を退職するまで継続して勤務していた。

しかし、私が昭和32年1月5日に同社E出張所から同社C出張所へ転勤した直後の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録、B社が提出した人事照会システム（社員の人事記録）、同社の回答及び申立期間当時の複数の同僚の供述から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和32年1月5日にA社E出張所から同社C出張所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社C出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和32年6月の記録から、1万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所（当時）の記録によると、A社C出張所は、申立期間において、厚生年金保険の適用事業所となっていないものの、同社は法人であり、同社C出張所が厚生年金保険の適用事業所となった昭和32年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した22人のうち、9人（申立人を含

む。) が同社C出張所へ異動となる前に勤務していた同社各出張所等に係る厚生年金保険の被保険者資格を同年1月5日以前に喪失している上、当該9人のうち、申立人、所長、副所長及び同僚2人が同社C出張所開設のため異動したと供述していることから、同社C出張所は、申立期間当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社C出張所は、申立期間において適用事業所の要件を満たしていながら、事業主が社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する平成3年7月1日に、A社（以下「B社」という。）の厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、14万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年6月30日から同年7月1日まで

私は、申立期間について、B社からグループ企業であるC社（以下「D社」という。現在は、B社に合併し解散）への異動はあったが、継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びB社の回答から判断すると、申立人が申立期間において同社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、B社は、申立期間当時、同社とD社とはグループ企業であったことなどから、両社の社会保険事務は、一人で行っていたと回答しているところ、B社が提出した申立期間においてB社からD社に異動した申立人を含む二人と、D社からB社に異動した二人に係るそれぞれの健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書によると、いずれも平成3年7月8日にE社会保険事務所（当時）の窓口において受付されたことを示す印が押され、資格喪失年月日欄に当初記載されている「030630」が、いずれも同様に「030701」に訂正され、備考欄に「3年6月30日」に転勤した旨加筆されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、平成3年7月1日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のB社における平成3年5月の社会保険事務所の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格取得日に係る記録を昭和39年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年4月1日から37年4月1日まで
② 昭和39年4月1日から同年7月20日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、両申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間①については、C事業所に昭和31年頃から勤務し、最初の2年間はD業務、その後の4年間はE業務に従事していた。同事業所に継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間①を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

申立期間②については、A社本社から同社B支社（F支店）へ異動した時期であり、同社に継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、同僚の供述及び申立人が提出した申立人の父親から申立人宛てに送付された現金書留封筒に「昭和39年4月28日」の消印があり、「A社F支店内」の宛先が確認できることから判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（A社本社から同社B支社に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、前述の現金書留封筒の消印及び宛先並びに同僚の供述から判断すると、昭和39年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の昭和 39 年 7 月の A 社 B 支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、2 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立事業所は、「根拠となる資料等が無いので、不明である。」と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間①について、申立人は、「C 事業所には、昭和 31 年頃から約 6 年間勤務したが、3 年目に職種が変わり、その時点で本採用になったと思う。」と供述しているところ、C 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人は、昭和 33 年 2 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、申立期間直前の同年 4 月 1 日に同資格を喪失していることが確認できる。

また、G 共済組合の回答により、申立人は、昭和 33 年 4 月 1 日から 36 年 12 月 31 日までの期間は G 共済組合の組合員期間であり、当該期間については退職一時金を全額支給済みとなっていることが確認できることから、申立人は、33 年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者から G 共済組合の組合員に変更になり、36 年 12 月 31 日に退職したものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録、及び同社本店における資格取得日に係る記録を昭和29年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年6月については1万2,000円、同年7月及び同年8月については9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年6月21日から同年9月1日まで

「ねんきん特別便」を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間は、A社B支店から同社本店（C出張所）に転勤した時期と思われるが、昭和27年4月に入社し、平成2年10月に退職するまで同社に継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、申立人が提出した従業員カード、A社の回答及び同僚の供述から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（A社B支店から同社本店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、前述の従業員カードに「29.7、本店転勤、C出張所勤務、D業務に従事」と記載されている上、A社は、「昭和29年7月1日に異動発令が行われ、申立人は、発令日からC出張所で勤務していたと思われる。」と回答していることから判断すると、昭和29年7月1日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和29年6月は、申立人のA

社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の同年5月の記録から1万2,000円とし、同年7月及び同年8月は、申立人の同社本店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の同年9月の記録から9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料は保管されておらず不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりのA社B支店における被保険者資格の喪失日及び同社本店における被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和 62 年 6 月 1 日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を 17 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日まで

私はA社から関連企業のC社へ転籍したが、空白期間は1日も無く勤務した。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の記録及び申立人と同時に転籍した同僚の供述から、申立人は、昭和 62 年 4 月 1 日にA社からC社に転籍し、継続して勤務していたことが認められる。

一方、C社に係る厚生年金保険の新規適用日は、昭和 62 年 6 月 1 日であることが確認できるところ、オンライン記録から、同社の新規適用時に被保険者資格を取得している申立人を含む7人の従業員のうち、関連会社間の転籍者であった6人が、転籍元の事業所であるA社又は同社関連会社において同年4月1日に被保険者資格を喪失していることが確認できる。

この間の事情について、B社は、「関連企業を設立し従業員を転籍させる場合の、厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失手続については、転籍先となる事業所の新規適用時に、転籍元での資格喪失及び転籍先での資格取得の手続を同時に行っていた。しかし、C社の設立時においては、事務的な過誤により、同社の新規適用前に、A社で資格喪失の届出を行ってしまった。申立期間においては、A社から給与が支給されており、給与から保険料を控

除していたと思われる。」と回答している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和62年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険の被保険者資格喪失届の記載に誤りがあつたとしている上、A社が加入しているD厚生年金基金及び社会保険事務所の記録における資格喪失日が昭和62年4月1日であり、厚生年金基金及び社会保険事務所の双方が誤って同じ資格喪失日を記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月及び同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

福岡（鹿児島）厚生年金 事案 4630

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和44年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月30日から同年7月1日まで

私の厚生年金保険の加入記録について年金事務所に照会したところ、A社C事業所から同社D事業所へ異動した際の申立期間における厚生年金保険被保険者記録が1か月欠落していることが分かった。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が提出した在籍証明書及び同僚の給与明細書から判断すると、申立人は申立期間において同社に継続して勤務し（昭和44年7月1日に、A社C事業所から同社D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和44年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日を誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

福岡（鹿児島）厚生年金 事案 4631

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和44年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月30日から同年7月1日まで

私の厚生年金保険の加入記録について年金事務所に照会したところ、A社C事業所から同社D事業所へ異動した際の申立期間における厚生年金保険被保険者記録が1か月欠落していることが分かった。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録、B社が提出した在籍証明書及び同僚の給与明細書から判断すると、申立人は申立期間において同社に継続して勤務し（昭和44年7月1日に、A社C事業所から同社D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和44年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日を誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

福岡（鹿児島）厚生年金 事案 4632

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和44年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月30日から同年7月1日まで

私の厚生年金保険の加入記録について年金事務所に照会したところ、A社C事業所から同社D事業所へ異動した際の申立期間における厚生年金保険被保険者記録が1か月欠落していることが分かった。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が提出した在籍証明書及び同僚の給与明細書から判断すると、申立人は申立期間において同社に継続して勤務し（昭和44年7月1日に、A社C事業所から同社D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和44年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日を誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

福岡（鹿児島）厚生年金 事案 4633

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和44年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年6月30日から同年7月1日まで

私の厚生年金保険の加入記録について年金事務所に照会したところ、A社C事業所から同社D事業所へ異動した際の申立期間における厚生年金保険被保険者記録が1か月欠落していることが分かった。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録、B社が提出した在籍証明書及び同僚の給与明細書から判断すると、申立人は申立期間において同社に継続して勤務し（昭和44年7月1日に、A社C事業所から同社D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和44年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日を誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

福岡（鹿児島）厚生年金 事案 4634

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和44年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月30日から同年7月1日まで

私の厚生年金保険の加入記録について年金事務所に照会したところ、A社C事業所から同社D事業所へ異動した際の申立期間における厚生年金保険被保険者記録が1か月欠落していることが分かった。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が提出した在籍証明書及び同僚の給与明細書から判断すると、申立人は申立期間において同社に継続して勤務し（昭和44年7月1日に、A社C事業所から同社D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和44年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日を誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和44年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

福岡（大分）国民年金 事案 2636

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年2月から52年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年2月から52年2月まで

私の国民年金の加入手続は父親が行ったと思う。私は、親から年金は将来のために大切だから必ず納付しておくようにと言われ、欠かさず国民年金保険料を納付していたので、申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、20歳到達時の昭和49年*月*日付けで国民年金被保険者資格を取得した後、共済組合に加入した50年5月1日に当該資格を喪失し、申立期間より後の56年12月26日に再び資格を取得していることが確認できるものの、申立期間に係る被保険者資格の取得及び喪失に係る記載が無いことから、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続に関与しておらず、加入手続は申立人の父親が行ったと思うと供述しているところ、その加入手続を行ったとする父親は既に死亡しており、申立人の母親も病気のため当時の状況を聴取することができないことから、申立期間に係る加入手続の状況が不明である上、申立期間当時、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の保険料額、納付方法等についての記憶が明確ではないと供述しており、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年9月から10年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年9月から10年3月まで

年金事務所に国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間の保険料が未納とされていることが分かった。役所からの通知により、保険料の納付期限が2年間であることを知り、母が、申立期間の保険料を金融機関で一括して過年度納付した。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市の「国民年金記録（照会）」では、申立期間の保険料納付の記録が確認できず、この記録はオンライン記録と一致している上、申立人の母親が、申立期間の国民年金保険料を過年度納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間の保険料納付に関与しておらず、申立人の申立期間の保険料を納付したとする母親は、納付時期及び納付場所に関する記憶が定かでなく、申立期間に係る保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 11 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 4 月及び同年 5 月

「ねんきん定期便」で国民年金保険料の納付記録を確認したところ、申立期間の保険料が未納とされていることが分かった。

申立期間の国民年金保険料を平成 12 年 8 月 10 日から 13 年 6 月 11 日までの間に納付したことは間違いないので、申立期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、「自宅を訪れた集金係員に納付書を渡し現金で納付した、又はコンビニエンスストア等で納付した可能性もある。」と供述するなど、納付場所及び納付方法に関する記憶が明確でなく、申立期間に係る具体的な保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金に係る A 市の電算記録及び国民年金保険料検認簿においても、申立期間は未納の期間とされており、当該記録はオンライン記録と一致している。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、申立人は、手元に残した平成 13 年 6 月 11 日発行の領収済通知書には、11 年 6 月から 12 年 3 月までの期間の保険料が未納と記載され、申立期間が未納の期間として記載されていないことをもって、当該発行日までに申立期間の保険料を納付した証明となると主張しているが、当該発行日時点において、申立期間のうち、11 年 4 月の保険料については時効のため納付できないこと、及び同年 5 月の保険料については、B 年金事務所は、「当時の過年

度保険料納付書については、必ずしも発行日に印刷できる保証はなく、オンライン配信後にラインプリンターにより一斉出力し、手作業により資格喪失者や直近の納付者等の納付書の引き抜きを行い、その後に納付勸奨状等の添書と併せて封筒に入れていたので、納付書が発送されるのは月末に近い日となるため、あらかじめ時効直前の平成 11 年 5 月分以前を勸奨対象としていなかったものと思われる。」と回答していることを踏まえると、同領収済通知書に申立期間が未納として記載されていないことのみをもって、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと推認することは困難である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年2月15日から同年4月1日まで

私は、申立期間について、A事業所（当時）に勤務していたが、当該期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

当該期間も給与から厚生年金保険料を控除されていたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成元年2月15日から同年3月1日までの期間については、申立人が提出した当時の手帳の、同年2月15日の欄に「今日より28日まで、A事業所休み」と記載されている上、申立事業所は、申立期間当時の一般職非常勤職員の雇用に関する取扱いから判断すると、当該期間については、申立人との雇用関係は無かったとみられる旨回答していることから、申立人の当該期間における勤務実態、厚生年金保険の加入及び厚生年金保険料の控除の状況について確認できない。

一方、申立期間のうち、平成元年3月1日から同年4月1日までの期間については、申立人が提出している雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（被保険者通知用）により、申立人が当該期間に、申立事業所において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立事業所は、申立期間当時の一般職非常勤職員の雇用に関する取扱いによると、年度末（3月31日）で一旦解雇していたことから、申立人に係る当該期間の雇用契約期間は1か月間となることから、申立人は厚生年金保険被保険者としての適用対象者に該当しない「二月以内の期間を定めて使用される者」であるため、当該期間については厚生年金保険被保険者としての資格取得手続を行っていなかったとみられる旨回答している。

また、申立事業所は、申立人は厚生年金保険被保険者ではなかったことから、給与から厚生年金保険料を控除することは無かったと回答している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 5 月 31 日から同年 8 月 1 日まで

私は、A社に昭和 40 年 6 月 26 日に入社し、41 年 8 月 1 日にB社に移籍するまでの期間、継続してA社に勤務し、C業務に従事した。申立期間においてはA社に在籍していたので、同社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日が同年 5 月 31 日と記録され、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことに納得がいかない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、D市E区に所在したF社G事業所内において、A社の従業員としてF社のC業務に継続して従事し、A社がB社へと名称変更されるまでの期間において、勤務形態及び業務内容に変更は無かったと主張しているところ、A社に係る事業所別被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、「私は、F社G事業所において、A社の従業員として勤務しF社のC業務に従事していた。申立人は、申立期間においてA社からB社に移籍するまでの期間において継続して勤務していた。申立人は、申立期間において私と同じ業務に従事していた。」と供述しており、申立人が申立期間において、当該G事業所内で勤務形態及び業務内容に変更なく、継続して勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、前述の事業所別被保険者名簿により申立人と同様にA社に係る厚生年金保険被保険者の資格を昭和 41 年 5 月 31 日付けで喪失した者が 20 人（申立人を含む。）確認できるところ、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、そのうちの 18 人（申立人を含む。）が同年 8 月 1 日付けで同社に係る厚生年金保険被保険者の資格を取得しており、当該 18 人全

員に申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

また、当該 18 人のうち複数の同僚は、申立期間において申立人と同様に厚生年金保険被保険者の記録が空白になっている旨供述しているものの、当該期間に係る給与明細書などの事業主による保険料控除を確認できる資料を所持している者はいない。

さらに、商業登記簿謄本により A 社は既に廃止されていることが確認でき、役員は死亡又は居所不明であるため、申立期間における申立人の勤務実態及び事業主による厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び事業主からの供述を得ることができない。

一方、申立期間のうち昭和 41 年 6 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間については、申立人の B 社に係る雇用保険の被保険者記録が確認できるところ、前述の事業所別被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる B 社の事業主は、申立人は前述の G 事業所内において A 社に継続して勤務していたが、B 社を法人設立したことを契機として同社に移籍させた旨供述していることから、申立人は期間の特定はできないものの申立期間のうち一部の期間において同社の従業員として勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、B 社は適用事業所台帳により昭和 41 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認でき、同日以前の期間において同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者はいない。

また、前述の 18 人のうちの 1 人であり、A 社に係る厚生年金保険被保険者の資格を喪失するまでの期間において同社の一般事務を担当し、B 社が法人設立された後において同社に係る給与事務を担当したとする者は、「私も申立期間が空白になっていることが年金記録により確認できるが、その期間は B 社が設立されるまでの間の過渡的な期間であったと認識している。」と供述している。

さらに、B 社は、申立人の申立てどおりの届出の有無、保険料控除及び保険料納付については不明と回答しており、当該期間における申立人の同社に係る勤務実態及び事業主による厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料等及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第四種被保険者として厚生年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 2 月 1 日から 3 年 1 月 1 日まで

平成 2 年 2 月頃、夫が私の厚生年金保険の第四種被保険者資格の取得手続を行い、第四種厚生年金保険料の納付を開始した。

その後、私はA社において厚生年金保険に加入したが、それ以降は二重に厚生年金保険料を納付していたので、申立期間を厚生年金保険の第四種被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

年金事務所が保管する「任継，第四種，記号番号等払出整理簿」に記載された、申立人に係る厚生年金保険第四種被保険者資格の「取得年月日」（60.5.28）及び「喪失年月日」（1.9.30）は、オンライン記録の厚生年金保険第四種被保険者期間と一致しており、同整理簿において、このほかに申立人の第四種被保険者記録は確認できない。

また、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険第四種被保険者資格の取得手続及び第四種厚生年金保険料の納付は全て申立人の夫が行っており、申立人自身は関与していなかったと供述しているところ、申立人は、夫への聴取を希望していないことから、申立期間に係る厚生年金保険第四種被保険者資格の取得手続及び保険料の納付状況について供述を得ることができない。

このほか、申立人の夫が、申立人の申立期間に係る第四種厚生年金保険料を納付していたことを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険第四種被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を納付していたことを認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 4638（事案 390、事案 1466 及び事案 4522 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 8 月 1 日から 35 年 2 月 1 日まで
② 昭和 35 年 11 月 1 日から 37 年 3 月 1 日まで
③ 昭和 37 年 3 月 10 日から 41 年 12 月 21 日まで

国の記録では、昭和 33 年 8 月から 41 年 12 月まで勤務した A 社、B 社及び C 社（現在は、D 社 E 事業所）における厚生年金保険の被保険者期間について、脱退手当金が支給済みとされている。

当時は社会保険事務所（当時）の場所も知らず、脱退手当金の請求手続きをしたことも、受給した事実も無く、納得できないので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしいとの申立てを過去に 3 回、年金記録確認第三者委員会に行ったが、いずれも申立期間に係る脱退手当金の支給記録の訂正は認められなかった。

老齢厚生年金を他人の分まで支給してくださいと言っているわけではない。国会で、本人が「もらっていない。」とはっきり言った方には年金を支払うように答弁があった。私は、脱退手当金を支給された記憶が無く、オンライン記録における姓が違っていたことから、別人に支給された可能性があり納得できないので、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正して、早く老齢厚生年金として支給してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、事業主による代理請求がなされたことがうかがわれること、脱退手当金の支給決定までの一連の事務処理に不自然さやうかがえないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 10 月 16 日付けで年金記録の訂正は必要とまでは言えないとする通知が行われている。

その後、申立人は、上記の通知に納得できない、申立人が脱退手当金を受給していないことを証言する同僚等の証明書がある、などとして、再申立て及び再々申立てを行っているが、いずれも当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことなどを理由として、既に平成 21 年 10 月 21 日付け、24 年 11 月 22 日付けでそれぞれ年金記録の訂正は必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給しておらず、オンライン記録における姓が違っていたことから、別人に支給された可能性があり納得できないので調査してほしいと再度申し立てているが、申立人に係る脱退手当金の支給決定がなされた昭和 43 年当時は、年金記録がオンライン化される相当以前であり、脱退手当金の支給決定は、オンライン記録ではなく、健康保険厚生年金保険被保険者名簿等に基づいて行われており、同名簿等に記載されている申立人の氏名、生年月日等は、申立人のものと一致していることから、支給決定までの事務処理に不自然さはないと見られ、申立人の主張は、当委員会の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんにあたっての基本方針」（平成 19 年 7 月 10 日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

本事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが、申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過しておりこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い中で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存在しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いかなどいわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は相違しておらず、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

したがって、これらを総合的に判断すると、今回の申立てが当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。